定されるためには、７⑴①の認定を受けていない構成員が７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、優先交渉権者選定通知の日までに異工種建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合において、７⑴①の認定を受けていない構成員が優先交渉権者選定通知の日までに７⑴①の認定を受けていないときは、異工種建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

９　資格審査結果の通知

「参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

異工種建設工事共同企業体としての資格の認定の日から工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　異工種建設工事共同企業体の名称は、「令和５年度１号近鉄四日市駅交通ターミナル整備工事○○・○○・○○異工種建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る手続に参加するためには、優先交渉権者選定通知の日において、異工種建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建設のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））」（令和５年１月６日付け支出負担行為担当官中部地方整備局長）に示すところにより参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和５年１月６日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構
弘前総合医療センター院長　大熊　洋揮

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　02

○第 00801 号（№00801）

１　調達番号

⑴　品目分類番号　22、31

⑵　導入計画物品及び数量　脳神経外科関連機器　一式

⑶　調達方法等　購入等

⑷　導入予定時期　令和５年度第２四半期

⑸　納入場所　独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター

⑹　調達に必要とされる基本的な要求要件　詳細は導入説明書による。

２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料等の提供を招請する。

⑴　意見の提出期限　令和５年２月20日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒036―8545 青森県弘前市大字富野町１　独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター　事務部　企画課　契約係長　小林　悠佑　電話0172―32―4314（内線6034）

３　説明書の交付

⑴　交付期間　令和５年１月６日から令和５年２月20日まで。

⑵　交付時間　８時30分から17時00分まで。

⑶　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。

５　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 22, 31

⑵　Nature and quantity of the products to be purechased : Neurosurgical related equipment 1 set

⑶　Type of the procurement : Purchase

⑷　Basic requirements of the procurement : Refer to the instruction manual

⑸　Time linit for the submission of comments : 17 : 00 February 20, 2023

⑹　Contact point for the notice : Yusuke Kobayashi, Chief contract clerk, Accouting division, Natonal Hospital Organization Hirosaki General Medical Center, 1 Tominocho Hirosaki-shi Aomori-ken 036―8545, Japan. TEL 0172―32―4314 ext. 6034

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和５年１月６日

国立大学法人広島大学
分任契約担当職　霞地区運営支援部長
寺田　美樹

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　34

○第１号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　導入計画物品および数量　総合病院情報システム　一式

⑶　調達方法　借入

⑷　調達の目的　本調達で要求するシステムは、ペーパーレス、フィルムレス運用に対応したシステムとする。またシステムの目的として、業務の効率化、情報の共有化、医療安全・医療の質向上への寄与、経営改善への寄与、診療活動評価・臨床研究支援、医学・医療教育のそれぞれについて、現行システムを改善する目的で導入する。さらに地域医療連携の中核病院としての機能を充実させ、国際化対応も視野に入れたものとする。これを実現するために、以下の各項目の機能を有するシステムを導入するものである。

⑸　導入予定時期　令和７年12月以降

⑹　調達に必要とされる基本的な要求要件

A　電子保存の三原則（「真正性」、「見読性」及び「保存性」）を満たすシステムとする。

B　病院経営に資するため費用対効果の高いシステムを構築する。

C　医療スタッフの業務を把握し、そのプロセスを管理し、業務効率の向上に資するシステムを構築する。

D　地域医療の中核病院としての役割を果たすため、病院、診療所等の医療機関、並びに患者との診療情報の共有、電子的な情報交換を実現する。

E　医療者の働き方改革に貢献するため、事務作業補助者等が、医師、看護師、薬剤師等の専門職と連携し、業務を効率的に行うことが可能なシステムを構築する。

F　IoT機器、ベッドサイドモニタなどセンシング技術により得られる生体情報を診療情報と有機的に結合させ、データ利活用できるシステム基盤を構築する。

G　既に安定的に供給されているアプリケーションサービスについては積極的に導入を検討し、患者の来院までの情報取得（問診等）、来院後の患者院内導線における支援、診療後の支払いなど、病院内外での患者サービスを能動的に支援できるシステムを構築する。

H　本システム内で生成されるデータについては、国際比較や国内での疾患レジストリの普及を見据え、院外での比較に耐えうる標準規格および標準コードの採用を原則とする。

I　国策となっている医療ＤＸの各種施策に対応しつつ、最新版の医療情報システムの安全管理に関するガイドラインが求める情報セキュリティを担保したインフラシステムと、統一された認証基盤を構築する。

J　モバイル環境の充実を図り、院内のあらゆる場所から容易かつセキュアに診療情報にアクセスすることを可能とし、閲覧・記録できる環境を整備する。

K　病院情報システムの適切な管理を行うために、多要素認証によるユーザアクセス制御を行う。患者情報を情報漏洩やランサムウィルス等のリスクから守りつつ、必要な情報には時間や場所を選ばずにアクセスできるシステムを構築する。

L　適切な入力インターフェースやアラートの表示により、アラートファティーグを防止しながら、医療プロセスで発生するインシデント、アクシデントを防止する、医療安全に貢献するシステムを構築する。

M　治療方針および経過を明示的に記録し、その記録や関連文書から診療報酬が確実に算定されるシステムを構築することにより、医師や看護師の操作を必要最小限とし、負担を軽減させ、病院経営改善に資するシステムを構築する。

N　医師による指示と看護師による指示受け、実施など医師、看護師間のワークフローを支援するとともに、薬剤師や栄養管理士、理学療法士などの専門職種を加えたチーム医療を支えるシステムを構築する。